

件名： 第3回「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」改訂委員会

日時： 平成19年3月12日（月）9:30～12:00

場所： 航空会館 502会議室

1. 開会
2. 挨拶（略）
3. 出席者のご紹介（略）
4. 審議

1) パブリックコメントの結果のご報告

事務局：資料1「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」改訂ドラフト ver0.40 を説明。

* p13「不適合」の定義

委員 A：この定義は ISO の定義を使っている。ただ1文では分かりにくいので2文に分けた。

委員 B：我々が普通使う「ニーズ」とは意味が違うので、「ニーズ」では違和感がある。

委員 C：「通常、暗黙のうちに了解されている」という要求事項の説明は分かりにくく、誤解を招く恐れがある。

委員 A：「暗黙のうちの了解」という表現は、必要な事項を全て明示することは出来ないで、明示しないけれど当たり前のことがある、ということを示している。

<決定事項>

- ・要求事項の例（社内ルール、規格、顧客要求など）を加筆する。

* p21 行 11-13 事業所の特定

委員 A：所有者は事業者であるが、ものが移動していく先は事業所という場所である。

委員 B：事業者の定義の中に、「1つの企業が事業所を多数持っているときには、この手引きでは1つ1つの事業所を事業者と呼ぶ」と書けばよい。

委員 E：ここだけ「事業所」と入れると、全体を見直していかなければならないし混乱があるので、全部「事業者」とすれば良いのではないか。

委員 A：大きな企業では事業者と言うと〇〇会社となるが、特定したいのは〇〇会社□□工場・支店という形だ。それが理解されるかどうか問題だ。

委員 D：今議論したことをうまく表現できるような方法を事務局で考えていただければ良い。

委員 F：今まで「事業者＝事業所」で読んできたわけだから、前の「手引き」に引き続き、新たに記述しなくても良い気がする。

委員 A：事務局で検討して、メールを送り確認していただく。

<決定事項>

- ・事業者と事業所についての表現について事務局で検討し、メールではかる。

*** p22 図1各事業者の原則、図2各事業者の原則とチェーントレーサビリティのタイトルと図の描き方**

委員 D：図1は一事業者の行うべきことの範囲をわかるように示せば明確だ。

委員 G：図2のチェーントレーサビリティの説明には左端を生産、右端を小売として四角（事業者）の数を増やせば良い。

事務局：その図だと、チェーントレーサビリティは生産から小売までのすべての段階を通じたトレーサビリティであるというイメージになる。

委員 E：チェーントレーサビリティはフードチェーンを通じて全部やるのが望ましいが、事業者のレベルでやるのは内部トレーサビリティと一歩川上と一歩川下だと矢印を入れて説明すれば、危惧されるような誤解は生じない。

農水省・委員 B：チェーントレーサビリティは生産、流通、小売すべてを通じたトレーサビリティだと理解している。

＜決定事項＞

- ・ 図1「各事業者が満たす対応づけの原則」、図2「各事業者が満たす対応づけの原則とチェーントレーサビリティ」とタイトルを変更する。
- ・ 図1、図2を以下のように修正し、メールではかる。
 - ・ 図1：原則4～6が「一事業者が行うこと」だと分かるように示す
 - ・ 図2：事業者の数を増やす

*** その他の主な修正箇所**

＜決定事項＞

- ・ p16行13-23 4-2 対象とする範囲 の項目の追加
- ・ p20 5-1-1 識別と対応づけの原則 の文章、項目立て
- ・ 9章を「参考資料」などの表現にし、カテゴリーを変更する。

2) 「手引き」改訂決定

＜決定事項＞

- ・ 近日中に修正案をメールではかり、3月末までに「手引き」改訂を完成させる。
- ・ 校正的な字句の修正などは、座長、農水省、事務局へ一任していただく。

3) 「手引き」改訂版の普及についての意見交換

事務局：資料4「手引き」改訂版の普及策を説明。

＜決定事項＞

- ・ 「手引き」改訂版の普及策の内容は了承された。
- ・ 農林水産省（および需給センター）名義でプレスリリースする。
- ・ 委員にご協力いただき、報告書を配布する際には、部数と配布先等をメールで伺う。

5. 閉会

以上